

官報

令和四年三月九日

○第二百八回 参議院会議録第七号

令和四年三月九日（水曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

令和四年三月九日

午前十時 本会議

第一 国務大臣の報告に関する件（令和四年度
地方財政計画について）

第二 地方税法等の一部を改正する法律案及び
地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣
旨説明）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長（山東昭子君） これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（令和四
年度地方財政計画について）
日程第二 地方税法等の一部を改正する法律案
及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣
旨説明）

以上兩件を一括して議題といたします。
まず、総務大臣の報告及び趣旨説明を求めま
す。金子恭之総務大臣。

（国務大臣金子恭之君登壇、拍手）

○国務大臣（金子恭之君） 令和四年度地方財政計
画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律
案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の
趣旨について御説明申し上げます。

まず、令和四年度地方財政計画の概要について
御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分について
は、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化
の取組等の推進、消防防災力の一層の強化等に対
応するために必要な経費を計上するとともに、社
会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う
一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う
こととしております。

あわせて、引き続き生じる財源不足については
は、適切な補填措置を講じることとして、地方の
一般財源総額について、交付団体ベースで令和三
年度の地方財政計画を上回る額を確保するととも
に、地方交付税総額を増額して確保しつつ、臨時
財政対策債を大幅に抑制することとしておりま

す。

また、東日本大震災分については、復旧復興事
業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等
を措置する震災復興特別交付税を確保することと
しております。

以上の方針の下に、令和四年度の地方財政計画
を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模
は、通常収支分については、令和三年度に比べ七
千八百五十八億円増の九十兆五千九百十八億円、
東日本大震災分については、復旧復興事業が二千
九百八十七億円などとなっております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案につ
いて、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、土地に係る固定資
産税等の負担調整措置について、令和四年度に限
り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の
二・五％とする措置を講ずることとしておりま
す。

また、法人事業税の付加価値割における給与等
の支給額が増加した場合の特例措置の拡充、個人
住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行
うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う
こととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案
について、その趣旨を御説明申し上げます。

令和四年度分の通常収支に係る地方交付税の総
額について、十八兆五百三十八億円を確保すると
ともに、交付税特別会計借入金について、令和四
年度及び令和五年度の償還額を増額し、令和三十
六年度までに償還することとするほか、普通交付

税の算定に用いる単位費用等の改正を行うことに
しております。また、令和四年度分の震災復興特
別交付税について、新たに九百二十九億円を確保
し、総額一千六十九億円とすることとしておりま
す。

以上が、令和四年度地方財政計画の概要並びに
地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付
税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございま
す。（拍手）

○議長（山東昭子君） ただいまの報告及び趣旨説
明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を
許します。柘植芳文さん。

〔柘植芳文君登壇、拍手〕

○柘植芳文君 自由民主党の柘植芳文です。

自民、公明を代表し、ただいま議題となりまし
た令和四年度地方財政計画、地方税法等の一部を
改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正
する法律案について金子総務大臣に質問をしま
す。

冒頭、ロシアによるウクライナへの侵略という
力による一方的な現状変更の試みに強く抗議をい
たします。全く許すことのできない暴挙です。政
府におかれても、国際社会と連携協力し、世界の
安全保障への脅威に対処することを強く求めま
す。

コロナ、感染力は強いが重症化率が低いという
特性を持つオミクロン株の感染拡大により、新型
コロナウイルス感染症との闘いはこれまでとは
違った局面を迎えております。新規感染者数は

ピークアウト傾向にあるものの急速に低下する状況にはなく、そのため、重症者数自体は過去最高水準にあり、感染症対策等に引き続き緊張感が求められる状況には変わりはありません。

二年を超える新型コロナウイルスとの闘いは、保健行政等で住民と直接対応する地方自治体が最前線となり、地域地域の状況に応じた対応に奔走し、それを国が全力で支えるという形で進んできました。今も、病床の確保や重症者への対応のみならず、ワクチンの三回目接種や、第五波の数倍とされる新規感染者の中での自宅療養者や宿泊療養者への対応、重症化が懸念される感染者への中和抗体薬の投与など、地方自治体が担う役割はますます大きく、かつ重要となっております。都道府県や市区町村としては、コロナ禍を乗り切ったとしても、これまで蓄積してきた財源等は使い切ってしまうのではないかなど、コロナ後の自治体運営に不安を抱えているところが大半であります。

そこで、令和四年度の地方税及び地方交付税等から見て、地方自治体が新型コロナウイルス感染症に対処していくための財源的措置、ポストコロナを見据えた地方財政の展望をしっかりと確保されているでしょうか。地方公共団体が安心感を持ってコロナ対応等に邁進できる説明をいただきたいと存じます。

成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現する要となるのが分配戦略であり、その一丁目一番地として、岸田内閣は、所得の向上につながる賃上げを掲げています。

そこで、企業の賃上げ意欲を高めるために、法人税では、大企業の場合、継続雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大三〇％、中小企業の場合

は雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大四〇％を税額控除する大胆な支援策を打ち出しましたが、地方税でも継続雇用者給与等支給額を三％以上増加させる法人を対象として、雇用者給与等支給額の対前年増加額を付加価値額から控除する二年間の時限措置を講ずることとしています。

今、経済団体も、これまでの株式配当や内部留保重視から、従業員を含むマルチステークホルダーに配慮した経営戦略の重視を訴える声が強くなっており、岸田内閣の掲げた賃上げに向けた環境は整いつつあります。

そこで、地方税を預かる総務大臣としても、今回の時限措置が十分な効果を生むよう、どのように事業者に働きかけていくつもりでしょうか。

世界を襲う新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本経済も厳しい状況に直面し続けています。しかも、業種によっては状況が大きく変わるという特色を持っております。

固定資産税は三年に一度、評価替えをして土地などの評価額を決めることとなっておりますが、昨年の地方税法改正では、地価が上昇した土地の課税標準額を据え置き、コロナ前の地価上昇分の影響がコロナ禍で厳しい状況に置かれている方々にも及ばないよう配慮されてきました。

一方、今回の改正案では、住宅用地や農地等については現行どおりとなっておりますが、商業地等については、地価上昇により税額が増加する場

合、前年度税額に評価額の二・五％分の税額を加算することとし、原則である五％の半分となっております。

確かに、コロナ禍における経営等への影響が業種によって異なるため、ほぼ影響を受けていない業種もありますが、大きな影響を受けている業種には、原則の半分とはいえ、重い負担となる心配があります。ただ、固定資産税は市町村の基幹税でもあり、今回の措置により想定した税収が減ることとなります。

そこで、今回の土地に係る課税標準の見直しを行うに当たって、住宅用地の扱いを含め、市町村財政への影響を踏まえてどのような措置を講ずることとしたのか、御説明ください。

新型コロナウイルスによる経営の、経済の影響を最小限にとどめるためには、飲食業、観光業、輸送業など厳しい状況にある業種等の雇用等を守り抜くことが大切ですが、同時に、リモート勤務の増加などを受けて業績を上方修正した業種に経済を前に進めていただかなければなりません。事実、首都圏等でマンション価格が上昇し、バブル期以来の不動産価格になっています。経済の実態と乖離した不動産市場になることは避けなければなりません。リモート勤務等で発生した新たな買換え需要を後押しすることは、現下の経済活性化からも、より生活にマッチした居住空間の確保という観点からも、極めて有意義と考えます。

また、海外の経済状況や国際コンテナ等の物流の目詰まり、さらにはウクライナ状況による世界的な経済の混乱等を受けた資材等の価格上昇により、住宅需要が冷や水を浴びせられるようなこと

も避けなければなりません。

このような状況の下、今回の住宅ローン控除の改正は、控除率を〇・七％に引き下げる一方、控除期間を十三年間とすることにより、これまで控除額を引くことができなかった中低所得者にも配慮したものとなっております。また、住民税の控除上限額についても、課税総所得金額等を七％から五％へと改正することが提案されていますが、これらの改正の効果について伺います。

新型コロナウイルス感染症による最初の緊急事態宣言が発出されたとき、リモート勤務であるにもかかわらず、役所への提出書類に印鑑を押すために出勤しなければならなかったという話もありました。今ではリモート勤務も定着し、このような状況は改善されたと思います。

現在、確定申告の時期を迎えていますが、e-Taxを活用して、税務署ではなく、デジタルでの提出がお願いされているところです。新型コロナウイルス感染症の拡大により、求められている新しい生活様式の実現のために、国税のみならず地方税においても、わざわざ出向かなくても納税できる環境は毎年整備が進んでいると伺っております。

地方税において納税環境のデジタル化を進めていくことは重要であります。デジタルに不慣れた高齢者の方や障害をお持ちの方、離島等で通信インフラが十分に整備されていない地域にお住まいの方もしらっしゃいます。昨年九月には菅前総理肝煎りのデジタル庁が発足しましたが、デジタル庁も誰一人取り残されないデジタル社会の実現

を目指しています。

デジタル納税の環境整備と併せて、デジタルに不慣れな方への支援を図るためには、地域に根差し、全国津々浦々に配置されている郵便局等の活用も不可欠と考えますが、この点をお伺いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣金子恭之君登壇、拍手)

○国務大臣(金子恭之君) 柘植議員からの御質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルスへの対応に取り組む自治体の財政について御質問いただきました。

自治体が財政面の心配なく積極的に新型コロナウイルス対応に取り組めるよう、ほとんどの事業を全額国費により措置してきています。

また、令和四年度の地方財政計画においては、自治体が重要課題に取り組みつつ行政サービスを安定的に提供できるよう、必要な一般財源総額を確保しております。自治体の安定的な財政運営の観点から最大限の対応ができたと考えており、地方六団体からも評価をいただいているところでございます。

次に、賃上げ税制について御質問いただきました。

賃上げに向けては、政府全体としてあらゆる施策を総動員して取り組むことが重要と考えております。今般、国税と同様、法人事業税においても、一定の賃上げを行った外形標準課税の対象法人に対して税負担を軽減することとしております。

総務省としては、地方団体を通じ、この税制改正の趣旨について広く周知を図ってまいります。

次に、固定資産税について御質問いただきました。

令和四年度の土地に係る固定資産税の負担調整措置については、足下の経済状況を踏まえ、負担の軽減を求める要望があった中で、市町村財政に配慮する観点から、据置措置は令和三年度限りとするともに、住宅用地については既定の措置を適用することとしております。固定資産税は市町村の財政を支える基幹税であり、今後ともその安定的確保を図ってまいります。

次に、住宅ローン減税について、あつ、住宅ローン控除について御質問いただきました。

今回の税制改正においては、控除率や個人住民税の控除限度額の見直しを行う一方で、新築住宅などについて控除期間を十年から十三年に延長する措置を講じることとしております。

この結果、将来の、従来の制度では満額控除できていなかった中所得者層以下の納税者にとつては、控除期間が延長されることにより総控除額が増えるといった支援の拡充につながると考えております。

最後に、デジタルに不慣れな方への支援のための郵便局の活用について御質問をいただきました。

郵便局においては、デジタルに不慣れな高齢者などに向けて、例えば、使いやすい端末を活用した見守りサービスの提供などの取組を開始されております。このように、誰一人取り残されないデ

ジタル社会の実現に向けて、地域の重要な生活インフラである郵便局に積極的な役割を果たしていただくことは大変有意義であると認識しております。

総務省としても、実証事業などを通じ、こうした郵便局の取組をしっかりと支援してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 木戸口英司さん。

(木戸口英司君登壇、拍手)

○木戸口英司君 立憲民主党の木戸口英司です。私は、立憲民主・社民を代表して、ただいま議題となりました令和四年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

まず冒頭、ウクライナへの侵略を進めるロシア軍の攻撃は一層激化し、市街地やインフラが破壊され、多くの民間人に犠牲が発生しています。国外逃避が二百万人に達しています。原子力発電所への攻撃、占拠、これら暴挙を厳しく非難し、国連で採択された非難決議にあるように、ロシアには即時完全無条件撤退を要求します。

それでは、質問に入ります。
地方税財政に係る政策立案はもとより、地方交付税の算定などにも用いられ、合理的な意思決定を行うための基盤として国の根幹を支えている公的統計について伺います。

デジタル庁、こども家庭庁のように、総理肝煎りの施策については急ピッチで体制整備が進めら

れています。しかしながら、公的統計については、三年前に発覚した厚生労働省の不正以降も、再発防止策の浸透、定着が遅々として進まず、予算と人員が一向に増えていません。今般の国土交通省による統計不正は、政府内で統計が軽視され続けてきた証左ではないでしょうか。

今般の不正において、業務過多により疲弊した職員が、前例踏襲、事なかれ主義で不正を続けてしまったことは、当該職員、当該部局の責任というより、統計を軽視し、統計担当部局に十分な人員と予算を確保してこなかった政府の責任であると考えますが、統計制度を所管する金子総務大臣の見解を求めます。

また、山際国務大臣は、今般の統計不正によるGDPへの影響について、現時点においては軽微と繰り返し答弁していますが、無視できないような影響がGDPに及んでいるのではないかと指摘する専門家もいます。

現在、国土交通省において統計の復元が行われていますが、復元を待つことなく軽微と言い切ってしまうことは、統計の軽視にほかなりません。改めて、統計の重要性への認識とGDPへの影響について、山際経済財政政策担当大臣の見解を伺います。

次に、地方税法案のうち、まずは固定資産税について伺います。

景気回復に万全を期すという名目の下、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和四年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇額を、本来評価額の五%のところ二・五%にとどめ

令和四年三月九日 参議院会議録第七号

国務大臣の報告に関する件(令和四年度地方財政計画について、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明))

る特別な措置が講じられました。

今回の措置に対して地方側は極めて遺憾とし、令和五年度は既定の負担調整措置を確実に実施し、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うことのないよう強く求めています。

感染症により厳しい経営環境にある事業者等への支援については、予算措置等によるきめ細かな対応を行うべきものであって、地方税、とりわけ市町村の基幹税である固定資産税を用いるべきではありません。

今回の地方税法改正案に地方の意見はどのように反映させたのでしょうか。地方の意見を反映させた改正項目があれば示してください。また、地方からの厳しい指摘をどのように受け止めているのか、総務大臣の見解を伺います。

景気回復に万全を期することに異論はありません。しかし、利益を上げている事業者の固定資産税負担を軽減するような税制改正は地方税にふさわしくありません。なぜ予算措置等による個別の対応ではなく、商業地等を対象に税負担を軽減するという対応となったのか、その合理的な理由について総務大臣に明確な答弁を求めます。

百歩譲って、国策として固定資産税の減税を行うのであれば、市町村の財政運営に支障が生じないよう、全額国費による補填を行うべきです。なぜ国費による補填を行わないのか、長期化するコロナ対策に苦慮している市町村の財政運営に支障は生じないか、地方団体が納得できるだけの根拠を、総務大臣、明らかにしてください。

次に、住宅ローン控除について伺います。

住宅ローン控除については、家を買うことのできる中高所得者層の税負担を低所得者も含めたそれ以外の者が納めた税金で賄う仕組みであることから、政策効果や公平性をめぐって疑問視する声があります。

その上で、住宅手当や住宅確保の支援、空き家の有効活用など、本当に困っている人への支援を進めていく方向で住宅政策の転換が求められています。

持家、借家を問わず、多くの国民に恩恵が及ぶ制度を導入すべきと考えますが、住宅ローン控除の今後の在り方と併せ、斉藤国土交通大臣の所見を伺います。

立憲民主党は、トリガー条項の凍結の解除を求め、そのための法案を提出しております。現在の原油価格の著しい高騰を踏まえれば、速やかな解除が求められています。

一方、仮に一年間発動が続いた場合、地方への影響として、軽油引取税と地方揮発油譲与税を合わせて年間約五千億円以上の減収が見込まれております。我々の法案では、トリガーの発動による地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとしております。この点に関し、総務大臣の所見を伺います。

次に、交付税法案について、地方交付税法案について伺います。

これまで長きにわたって、我が国においては、国と地方の歳出比率がおおむね四対六であるのに対し、税源割合はおおむね六対四と不均衡な状況が続いています。税源配分の見直しについて、地

方分権改革推進委員会第四次勧告では、五対五を今後の改革の当初目標とすることが適当とされたところですが。

しかし、この不均衡は長きにわたって改善されることがないまま今に至っています。五対五という目標は現在も堅持されているのか、また、今後の具体的な改革の方向性について、鈴木財務大臣と総務大臣に伺います。

しかし、令和四年度地方財政計画では、地方税収は過去最高水準となるなど、高い税収見積りとされています。それでも地方に約二・六兆円という巨額の財源不足が生じていることは、構造的な問題と言えます。

地方交付税の法定率の引上げについては、昭和四十一年度以降は、幾つかの年度を除き、行われていません。加えて、平成十三年度以降は、地方に臨時財政対策債を起債させた上で、国が後からその償還財源を交付税措置するという極めていびつな制度が、当初は三年間の時限措置とされていたにもかかわらず、二十年以上経過した今なお継続しています。

この臨時財政対策債の廃止と法定率引上げに本気で向かう覚悟はあるのか、総務大臣に伺います。

令和四年度地方財政計画においては、当初ベースで二年ぶりに折半対象財源不足が解消したほか、臨時財政対策債の発行も縮減されました。また、交付税特別会計借入金も五千億円の償還を行うこととなり、地方の債務が縮小する方向となっている点については一定の評価をします。

しかし、これまで地方の債務の縮減は余裕があるときに行うというだけの場当たり的な対応が続き、これらの債務縮減に向けた方針は見えてきません。

臨時財政対策債と交付税特別会計借入金、これら巨額の債務を中長期的にどのように縮減していくのか、具体的な方針を総務大臣に伺います。

明後日は三月十一日、東日本大震災から十一年目を迎えます。令和四年度地方財政計画では、昨年度からの繰越分も含め、震災復興特別交付税が約千六十九億円計上されています。年々縮小する現状にあります。この震災復興特別交付税については、復興は道半ばで現場でのニーズも更に多様化していることから、引き続き万全の財源措置が必要とします。

今後も、震災復興特別交付税制度を堅持し、地方公共団体において必要な復興経費の確実な確保とともに、今後の復興に係る多様な財政需要に対応した柔軟な制度が求められますが、総務大臣の見解を伺います。

森林環境譲与税の譲与の基準について、総額の十分の五を私有林・人工林面積、十分の二を林業就業人数、十分の三を人口で案分することとしています。人口の割合が大きく、大都市と地方の間で配分額に著しく差が生じる結果となっている点について、多くの地方議会から意見書が提出され、問題点が指摘されてきました。さらに、実際に森林環境譲与税の譲与が始まった令和元年度及び令和二年度の市町村への譲与額のおよそ半分が使われず、基金に積み立てられていたことも明らかに

なりました。

金子総務大臣は、森林環境譲与税について、地域の実情に応じた様々な取組の実施状況を見極める必要があると答弁していますが、令和四年度にも譲与額が前年度から百億円増額される見込みです。

今の森林環境譲与税の譲与基準の在り方を検証し、見直しを図るべきと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

地域・デジタル社会推進費は、地域社会のデジタル化を推進するためとして、令和三年度と令和四年度の二か年度において、各年度二千億円が計上されています。当初は集中的な措置としてこの二か年度限りとしていましたが、特に高齢者の多い地方においては、デジタル技術が生活に根付くまで、より息の長い取組が必要ではないでしょうか。

地域社会にデジタル技術が根付き、誰もが真に便利な生活を送ることができるよう、令和五年度以降も地域デジタル社会推進費やそれに類する費目を継続して計上し、地域のデジタル化を継続的に支援すべきと考えますが、総務大臣の見解を求めます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止などに充てられる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、累計で十五・二兆円が措置されてきました。各地域の実情に応じて、感染症対策や地域経済の下支えのため、地方創生臨時交付金は財源面で重要な役割を果たしてきたと考えますが、まずは、その認識を改めて野田地方創生担当

大臣に伺います。

また、全国知事会は、オミクロン株による感染急拡大に対応できるよう、令和三年度補正予算で措置された地方単独事業分の配分残額について早期に配分するとともに、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、更なる財源措置などを求めています。地方の声を真摯に受け止め、今後も一層の対応が必要と考えますが、所見を野田地方創生担当大臣に伺います。

令和三年の人口移動について、住民基本台帳人口移動報告によれば、比較可能な平成二十六年以降で初めて東京二十三区で転出超過となりました。しかし、人口の動きを見ると、東京二十三区から周辺三県への人口移動が多く、それ以外の地域の大半は転出超過のままで、根本的な構造は変わっていません。地方からの人口流出が進むとともに、地方財政は一層厳しさを増し、地域の過疎化に拍車をかけています。総務省は地域おこし協力隊など様々な取組を続けており、一部の地方移住を希望する人の後押しにはなっていますが、全体のトレンドを変えるには至っていません。

東京一極集中是正のため、更なる思い切った取組が必要と考えますが、今後の取組の方向性について総務大臣に伺います。

新型コロナウイルス感染症の蔓延で、新型コロナウイルス患者の受入先として公立病院が重要な役割を果たすなど、公立病院の存在は地域医療において欠かせないものであると広く再認識されたところで、一方で、公立病院の厳しい経営が続いてきた中、医師不足と偏在が進み、新型コロナウイルスの影響が

一層状況を深刻化させ、地域医療の現場から地域医療崩壊の危機が叫ばれています。この間、地域医療構想の下で必要病床数を設定し、病床削減が迫られていることに地方から不安の声が強まっています。

総務省においては、各地方公共団体が策定する公立病院経営強化プランに基づき、機能分化、連携強化の推進に係る病院事業債特別分の拡充、延長等の地方財政措置を講じることとしており、延が、この対応は公立病院を中心とした地域の医療を守ることに真に資するものと言えるのでしょうか。総務大臣の見解を伺います。

医師不足地域では、医師の養成確保の取組に多額の財源が投入されている現実があり、更なる財政支援が必要と考えますが、所見を総務大臣に伺います。

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムを確立することが必要不可欠です。

地方税の充実確保を基本としつつ、地方の固有財源である地方交付税等必要な地方財源を確保するため全力を尽くすことをお誓い申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔国務大臣金子恭之君登壇、拍手〕

○国務大臣(金子恭之君) 木戸口議員からの御質問にお答えいたします。

まず、政府の統計担当部局の予算、人員について

て御質問いただきました。

統計の品質の確保、向上には、予算、人員を確保するとともに、職員が誇りと使命感を持って働けるようにする必要があります。

現在、統計委員会では、予算、人員といった統計リソースや、職場環境、組織風土の在り方を含め、公的統計の改善に向けた幅広い議論が行われております。

総務省としては、統計委員会の検討結果を真摯に受け止め、公的統計の信頼確保のために全力で取り組んでまいります。

次に、固定資産税について御質問いただきました。

令和四年度の土地に係る固定資産税の負担調整措置については、足下の経済状況を踏まえ、負担の軽減を求める要望があった中で、市町村財政に配慮する観点から、据置措置は令和三年度限りとするともに、住宅用地については既定の措置を適用することとしており、市町村の意見も一定程度踏まえた内容になっていると考えております。

また、今回の商業地等に係る特別な措置は、景気回復に万全を期すために激変緩和措置として講ずるものです。厳しい環境にある事業者に対しては、事業復活支援金などの予算上の措置が適切に講じられているものと承知をしております。

なお、この特別な措置による減収については、地価が上昇した土地ではこの措置を講じても一定の増収が見込まれることを踏まえ、国費補填の対象とはしていません。その上で地方の一般財源総額を確保したところであり、市町村の財政運営

に支障は生じないものと考えております。

次に、トリガー条項を発動した場合の減収補填について御質問いただきました。

エネルギー価格の上昇に対しては、三月四日に取りまとめられた原油価格高騰に対する緊急対策に基づき、原油価格の激変緩和事業の大幅拡充や業種別対策などを行うこととされています。まずは、この緊急対策をしっかりと実行し、その効果を見極めることが重要であると考えております。次に、国と地方の税源配分について御質問いただきました。

地方分権改革推進委員会の第四次勧告において、国と地方の税源配分を五対五とする目標が示されたことは承知をしております。

今後の具体的な改革案について現時点でお示しできるものではありませんが、国、地方とも厳しい財政状況にあることや、地方団体間の財政力格差などへの配慮も必要であることも踏まえつつ、今後とも、地方の行政サービスができる限り地方税で賄うことができるよう、地方税の充実確保に努めてまいります。

次に、臨時財政対策債の廃止と交付税率の引上げについて御質問いただきました。

地方財政の健全化のため、臨時財政対策債になるべく頼らない財務体質を確立することが重要です。

地方財政は、令和四年度においても巨額の財源不足が生じており、本来的には、交付税率の引上げなどにより地方交付税総額を安定的に確保することが望ましいと考えています。交付税率の引上

げについては、現在、国、地方共に厳しい財政状況にあるため、容易ではありませんが、今後も交付税率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保できるよう、粘り強く主張し、政府部内で十分に議論してまいります。

次に、臨時財政対策債などの債務の縮減について御質問いただきました。

令和四年度においては、臨時財政対策債の発行額を令和三年度から三・七兆円抑制をし、残高を二・一兆円縮減することとしています。今後とも、経済あつての財政の考え方の下、経済を立て直し、歳入の増加に努めるとともに、国の取組と基調を合わせた歳出改革により、財源不足を縮小し、臨時財政対策債の発行抑制に努めてまいります。

また、交付税特別会計借入金については、令和四年度において〇・五兆円の償還を行うとともに、償還計画の見直しを行ったところであり、今後とも着実な償還に努めてまいります。

次に、震災復興特別交付税について御質問いただきました。

第二期復興・創生期間においても震災復興特別交付税による支援を継続することとし、令和四年度においては所要の一千六十九億円を確保しております。

今後とも、被災自治体が地方単独事業も含め必要な復旧復興事業を確実に実施できるよう、万全を期してまいります。

次に、森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて御質問いただきました。

譲与基準の見直しについては、これまでの衆参両院の総務委員会の附帯決議を踏まえ、各自治体の森林整備の取組や施策の効果を検証しつつ、引き続き検討してまいります。

次に、地域社会のデジタル化の推進について御質問いただきました。

地域社会のデジタル化を一層推進するため、令和四年度の地方財政計画において地域デジタル社会推進費を引き続き二千億円計上しています。令和五年度以降の取扱いについては、今春取りまとめられる実行すべき具体的なデジタル田園都市国家構想等を踏まえ、今後検討してまいります。

次に、東京一極集中の是正に向けた取組について御質問いただきました。

過度な東京一極集中の是正という観点からも、現在、岸田内閣においては、地方からいち早くデジタルの実装を進め、様々な課題を解決すべく、デジタル田園都市国家構想を最重要施策の一つとして推進しています。この構想の実現、ひいては活力ある地域づくりの実現に向け、関係省庁とも連携しながら、総務省一丸となって各種の施策に全力で取り組んでまいります。

次に、公立病院を中心とした地域医療について御質問いただきました。

医師不足などの厳しい環境にある公立病院では、担うべき役割や機能を明確化、最適化し、連携を強化する取組が重要であります。そのため、各公立病院が今回拡充する財政措置を活用して、機能分化、連携強化などに取り組んでいただくことで、持続可能な地域医療提供体制の確保に資す

るものと考えております。

なお、今年度末までに公立病院経営強化ガイドラインを策定する予定としておりますが、公立病院の病床削減、統廃合を前提とすることは考えておりません。

最後に、医師の養成確保に係る財政支援について御質問いただきました。

医師の養成確保に資するよう、地域医療介護総合確保基金の地方負担分、奨学金に要する経費、公立病院の医師派遣に要する経費などについて、交付税措置を講じてきているところです。

今後とも、医師確保等に向けては、関係省庁と連携しながら必要な地方財政措置を講じてまいります。（拍手）

（国務大臣山際大志郎君登壇、拍手）

○国務大臣（山際大志郎君） 統計の重要性と今般の不適切処理によるGDPへの影響についてお尋ねがありました。

まず、公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であると認識しております。

次に、GDPの推計には、今回不適切な処理が行われていた建設工事受注動態統計を基に作成される建設総合統計の工事出来高を用いているため、今回の事案が建設総合統計に影響する場合には、間接的にGDPにも影響が及ぶ可能性があります。

その上で、GDPの推計には多くの基礎統計を利用しており、その中の一つとして建設総合統計が用いられていること、国土交通省によれば、建

設総合統計の工事出来高は、受注動態統計をそのまま用いるのではなく、決算ベースの建設投資額の水準に基づき推計されるものであり、一般の受注動態統計の問題による影響は軽微であるとされていること等を踏まえ、現時点では、定性的な意味で、GDPへの影響が仮にあつた場合でも軽微と考えております。(拍手)

(国務大臣斉藤鉄夫君登壇、拍手)

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 木戸口議員から、住宅ローン控除を含め、住宅政策についてお尋ねがありました。

住まいは生活の基盤であることから、持家、借家双方の居住ニーズに応じた住まいの確保を支援していく必要があると考えております。

まず、持家の取得を支援する住宅ローン控除制度については、令和四年度の見直しにおいて、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネ性能等が高くなるほど控除限度額が大きくなる仕組みにするともに、控除率及び控除期間の見直しにより、従来の制度では満額控除できていなかった中所得者層以下の方への支援の充実を図ることとしております。

次に、借家世帯については、公営住宅等の供給に加え、民間賃貸住宅の空き家等を活用した取組として、生活困窮者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅の確保、家賃低廉化等の支援を推進しているところでございます。

引き続き、関係省庁や地方公共団体等と連携して、持家世帯及び借家世帯双方が安心して暮らせ

る居住環境の整備に取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣鈴木俊一君登壇、拍手)

○国務大臣(鈴木俊一君) 木戸口英司議員の御質問にお答えいたします。

国と地方の税源配分についてお尋ねがありました。

地方公共団体が地域の实情に応じた重要な課題をしつかりと取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、必要な財源を確保することは重要であると考えております。

他方、国から地方への税源移譲につきまして、国及び地方の財政健全化や、地方団体間の財政格差等にも配慮することが必要であり、地方に比べて厳しい国の財政状況等を踏まえ、極めて慎重な検討が必要であると考えております。(拍手)

(国務大臣野田聖子君登壇、拍手)

○国務大臣(野田聖子君) 地方創生臨時交付金が果たしてきた役割についてお尋ねがありました。

地方創生臨時交付金は、各自治体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう自由度の高い財源として措置されており、これまで、令和二年度から令和三年度にかけて計約十五・二兆円の予算を措置し、各地方自治体を財政支援してきたところであります。

このうち、地方単独事業分については、これまで、マスク、消毒液の確保など地域の事情に応じた感染拡大防止策を行うとともに、事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援や飲

食、観光、交通事業者等への支援を行うなど、地域経済やそれを支える事業者を財政面から下支えしてきたと考えております。

このように、各自治体がコロナ対策を行う上で地方創生臨時交付金は重要な役割を果たしてきたと認識しております。

地方創生臨時交付金の今後の対応についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和三年度補正予算において地方単独事業分として一・二兆円を確保し、このうち一兆円分について自治体に交付限度額を通知しました。現在、各自治体から実施計画の提出を受け付け、交付に向けた手続を行っているところであります。残りの二兆億円は、今後の感染状況等に応じて追加的に対応するための予算として留保しており、今後も感染状況や各自治体の執行状況などを注視してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 芳賀道也さん。

(芳賀道也君登壇、拍手)

○芳賀道也君 国民民主党・新緑風会の芳賀道也です。会派を代表して質問いたします。

冒頭、ロシアによるウクライナへの侵略で、子供たちや市民への無差別攻撃などの惨状は目を覆うばかりです。直ちに殺りくをやめ、無条件の停戦、ロシア軍の全面撤退を求めて、質問に入ります。

ガソリン、軽油の価格高騰が国民生活に大きなダメージをもたらしています。ロシア軍のウクラ

イナ侵攻による更なる原油価格の高騰も本心に心配です。岸田総理も、トリガー条項も含めてあらゆる選択肢を排除せず、更なる対策を早急に検討したいと約束しているのですから、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税のトリガー条項の発動で消費者段階のガソリン、軽油価格を確実に下げられるよう、法改正を政府に求めますが、鈴木財務大臣及び金子総務大臣の御見解を伺います。

トリガー条項を定める租税特別措置法八十九条の第四項に、特例税率の適用停止に伴う手持品控除の規定があります。財務大臣に、この項の御説明をお願いいたします。

揮発油税、地方揮発油税では、特例税率の適用停止に伴う手持品控除を通じて、スタンドなど小売業者がトリガー条項発動の初日から安い税率で販売できるようにしております。一方、軽油引取税にはこの制度はありませんが、課税のタイミングを、特約業者、元売業者から小売業者などへの軽油の引取りの時点から、消費者がスタンドで軽油を給油した時点へと変えられる委託契約の制度があります。委託契約の制度に触れている平成二十二年四月一日付け総務省都道府県税課長通知について、総務大臣に御説明をお願いいたします。

この委託契約を結んでいれば、トリガー条項の発動で軽油引取税の税率が急に変わっても、スタンドは、在庫納入の時期に関係がなく、トリガー発動の初日から確実に税率の安い軽油を販売できます。

ただ、全国石油商業組合連合会によりますと、現状では委託契約は全体の半分強のスタンドにと

どまるといことです。これではトリガー条項発動の際に委託契約を結ぶスタンドとそうでないスタンドの間で税率の差が生じ、軽油販売の現場に混乱が生じます。

そこで、憲法に定める租税法律主義を貫くためにも、総務省都道府県税課長通知ではなく、地方税法に明文化する必要があると考えます。特約業者と小売業者の間で委託契約を結べば課税のタイミングを特約業者、元売業者からの軽油の引取りから消費者がスタンドで給油するタイミングへと移せること、トリガー条項発動となれば全ての軽油の小売業者と関連する特約業者との間で委託契約が結ばれているものとみなし、発動初日から全てのスタンドで軽油を本則税率で安く販売できるようにすることの二点を地方税法附則第十二条の二の九に是非追加をいただきたい。総務大臣の見解をいただきます。

さらに、トリガー条項を発動した際には地方交付税で自治体の歳入不足を補うよう要望します。特に特別交付税はこのような予期せぬ減収に対応する制度ですし、年間約一兆円ありますから、トリガー条項発動の場合に年間五千億円と推計される地方税収減にも十分対応できます。トリガー条項適用による地方税収の減収対策として地方交付税、特に特別交付税を活用すべきと考えますが、総務大臣の御見解を伺います。

さらに、この法案でコロナ対策は極めて不十分です。例えば、昨年度と今年度で、政府は、新型コロナ対策も含んだ感染症対策のため、保健所に勤める保健師の人件費の交付税算定を千八百人分

から二千七百人分へと一・五倍にしました。しかし、直近でも第六波の急激な感染拡大に対応できない自治体が複数ありました。保健所に勤める保健師の人件費についての地方交付税は、令和二年度当時千八百人の一・五倍では足りません。今年度の交付税算定では二倍以上へと更に引き上げる必要があるのではないのでしょうか。総務大臣の御見解を伺います。

新年度の地方財政計画の中で臨時財政対策債が大きく減らしたことは評価すべきですが、本来国が手当てすべき財源を地方自治体の借金にしてしまふ臨時財政対策債という制度自体がおかしい。この臨財債の制度をなくし、地方交付税法に定めるように、総務大臣と財務大臣が協議して国税から地方交付税に充てる割合を変更することで必要な財源を確保すべきではないでしょうか。総務大臣及び財務大臣の見解を伺います。

昨年一月の山形の県知事選挙では、自民党の関係者から、知事が野党だから隣の県より地方交付税が少ないという事実と異なる非常に残念な主張がありました。確かに、東北地方日本海側のお隣の県と比べて、山形県の地方交付税も県内市町村の地方交付税総額も少ない。しかし、その県の財政力が山形よりやや低く、定められたルールにより、より多くの交付税が必要と算定されたものです。知事や首長が与党系かそうでないかということと都道府県や市町村の普通交付税は変わらないという認識でよいのでしょうか。総務大臣の見解を伺います。

自治体の災害対策などに充てる特別交付税とい

う制度があり、地方交付税全体の六％、約一兆円を占めます。山形県の市町村など多くの自治体でもこの冬の大雪で除排雪費用がかさんだことを考慮して、金子総務大臣には二月二十五日に特別交付税三分交付分の一部繰上げを決定していたいただき、三月一日に交付いただいたことに心から感謝いたします。

この特別交付税は、総務省出身でない学者から決定過程が不透明だとの指摘があります。昨年三月二十三日の参議院総務委員会、当時の武田良太総務大臣が私への答弁の中で、特別交付税の客観化と明確化を約束しました。昨年三月から今日まで特別交付税についてどのような客観化と明確化が進んだのか、総務大臣に説明をお願いいたします。

不動産には、国税、地方税、各種税金が掛かります。不動産を取得した人に一回だけ都道府県が課税する税金が不動産取得税です。

さて、取り壊すことを前提にした家屋を取得した際に不動産取得税を免除する実務上の取扱いがされています。新しく建物を新築することを条件に土地とそこに建つ家を購入した場合などで、取り壊す予定の家に掛かる不動産取得税は免除しようというものです。この取扱いに関する平成二十二年四月一日付け各都道府県宛て総務大臣通知、地方税法の施行に関する取扱いについてを総務大臣から御説明をお願いします。

取壊しを前提とした家屋を取得したときに不動産取得税を課税しない扱いについては賛成です。ただ、不動産取得税に限らず、憲法で規定してい

る租税法律主義からすれば、課税も減免も全て地方税法や条例に明文で規定しなければなりません。取壊しを前提とした家屋の取得には不動産取得税を課税しないと明確に地方税法の条文中に書くべきではないのでしょうか。総務大臣の見解を伺います。

二十年連れ添った配偶者に居住用財産を贈与すると、贈与税は二千万円まで非課税です。しかし、例えば二千万円分の居住用財産を配偶者に贈与すると、中古住宅の特例が全く利かない場合には、不動産取得税が六十万円掛かり、登記の際には登録免許税が四十万円掛かり、最大で合計百万円も配偶者に税負担が掛かります。これでは贈与税の趣旨に反しています。

相続と同様に、二十年連れ添った配偶者への二千万円未満の居住用財産の贈与の際は、不動産取得税も非課税、登録免許税は〇・四％とすべきではないでしょうか。総務大臣及び財務大臣の御見解を伺います。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
(国務大臣金子恭之君登壇、拍手)

○国務大臣(金子恭之君) 芳賀議員からの御質問にお答え申し上げます。

まず、トリガー条項の発動について御質問いただきました。

エネルギー価格の上昇に対しては、総務省として、自治体が行う地域の実情に応じた対策に対し、特別交付税措置を講じることとしています。また、三月四日に取りまとめられた原油価格高騰に対する緊急対策に基づき、原油価格の激変緩和

事業の大幅拡充や業種別対策などを行うこととされています。まずは、これらの対策の円滑な実施に向け、関係大臣と連携し、対応してまいります。

次に、軽油の委託販売の課税の取扱いについて御質問いただきました。

議員御指摘の通知は、委託販売契約が締結されている軽油に適用される税率など課税関係の取扱いについて、都道府県に対し技術的助言を行ったものであります。

次に、トリガー条項を発動した際の対応について御質問いただきました。

議員から、地方税法への規定の追加や地方税の減収対策について御提案をいただいたところでありますが、まずは、先ほど申し上げた緊急対策をしっかりと実行し、その効果を見極めることが重要と考えております。

その上で、更に原油価格が上昇し続けた場合の対応については、何が実効的で有効な措置かという観点から、あらゆる選択肢を排除することなく、政府全体でしっかりと検討、対応してまいります。

次に、保健所の体制強化について御質問いただきました。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、各自治体における保健所の体制強化のため、感染症対応業務に従事する保健師を令和三年、四年度の二年間でコロナ禍前より九百名増員するために必要な地方財政措置を講じることとしております。

今後の保健所の体制の在り方については、まずは厚生労働省において自治体の意見を踏まえて検討されるべきものですが、総務省としても、厚生労働省と連携しながら、必要な支援に努めてまいります。

次に、臨時財政対策債の廃止と交付税率の引上げについて御質問いただきました。

地方財政の健全化のため、本来的には臨時財政対策債になるべく頼らない財務体質を確立することが重要です。経済あつての財政の考え方の下、経済を立て直し、歳入の増加に努めるとともに、国の取組と基調を合わせた歳出改革により、財源不足を縮小し、臨時財政対策債の発行抑制に努めてまいります。

また、交付税率の引上げについては、現在、国、地方共に厳しい財政状況にあるため、容易ではありませんが、今後も交付税率の見直し等により地方交付税総額を安定的に確保できるよう、粘り強く主張し、政府内部で十分に議論してまいります。

次に、交付税の算定について御質問いただきました。

普通交付税は、地方交付税法に基づき、個別の自治体ごとに客観的かつ合理的に算定されています。知事や市町村長がごなたであるかによつて交付額が変わることはありません。

次に、特別交付税は、災害対策に要する経費など、画一的な算定方法では捕捉できない特別の財政需要を対象としており、算定全ての単純な算式化などは困難で、適当でないと考えております。

その上で、十二月算定で四項目を新設するなど、算定方法をできる限り省令へ明記するよう努めております。

引き続き、自治体の特別な財政需要に適切に対応することを基本としつつ、その中で算定方法の客観化や明確化を進めてまいります。

次に、不動産取得税に係る総務大臣通知について御質問いただきました。

この通知は、取り壊すことを条件に家屋を取得し、取得後使用せず直ちに取り壊した場合には、不動産取得税の課税対象とはならない旨を通知しているものです。これは、地方税法に規定する不動産の取得の解釈を示したものであり、租税法律主義には反せず、必ずしも法律に規定する必要はないと考えております。

最後に、居住用財産の贈与について御質問いただきました。

不動産取得税は、不動産の取得の背後にある担税力に着目して課される税であり、贈与についても課税対象となります。

なお、住宅及び住宅用地については、床面積や用地の面積が非常に大きい場合などを除き、特例措置の適用により、多くの方が実質的に非課税となっております。(拍手)

(国務大臣鈴木俊一 君登壇、拍手)
○国務大臣鈴木俊一 君 芳賀議員の御質問にお答えいたします。

まず、トリガー条項の凍結解除についてお尋ねがありました。

とめ、その中で、激変緩和措置についても大幅に拡充強化を行いました。国民生活や企業活動への悪影響を最小限に抑えることができるよう、この緊急対策をしっかりと実施してまいりたいと考えております。

今後、更に原油価格が上昇し続けた場合の対応につきましては、何が実効的で有効な措置かという観点から、あらゆる選択肢を排除することなく、政府全体でしっかりと検討し、対応してまいります。

次に、特例税率の適用停止に伴う手持品控除の規定についてお尋ねがありました。

ガソリンは、製造場から移出される段階で課税されますが、トリガー条項が発動された場合には、当該規定により、既に製造場から移出され、ガソリンスタンド等の手持ち在庫となっているガソリンについても、税負担が本則税率と同じ水準まで軽減されます。手持ち在庫に課せられた特例税率と本則税率との差額につきましては、揮発油の製造者が申告することで控除等を受けることができます。

次に、臨時財政対策債の在り方についてお尋ねがありました。

地方の財源不足について、仮に国が赤字国債を追加発行して地方交付税の法定率を引き上げ、その全額を賄うこととすれば、歳出拡大や歳入減少による地方財政の悪化について地方は責任を負わず、国が全て負うこととなり、地方に比べ著しく悪化している国の財政を更に悪化させるおそれがあることなどから、適当でないと考えております。

す。その上で、現行制度の下でも、令和四年度は、国税及び地方税の増収等を反映し、臨時財政対策債の発行を大幅に縮減したところであります。

引き続き、国と地方が責任を分かち合い、協力して経済再生と財政健全化を進めることにより、赤字国債や臨時財政対策債に依存することなく、必要な財源を確保していくことが重要と考えております。

最後に、配偶者に居住用財産を贈与した場合の税負担についてお尋ねがありました。

配偶者に居住用財産等を贈与した場合の贈与税の配偶者控除は、残された配偶者の生活の場を確保するための贈与を税制上優遇する趣旨で設けられたものであります。一方、登録免許税は、登記などによって生じる利益に着目し、比較的低い税率で負担を求める税であります。そのため、登録免許税について一定の税負担が生じても、必ずしも贈与税の特例の趣旨に反するものではないと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 柳ヶ瀬裕文さん。

(柳ヶ瀬裕文君登壇、拍手)

○柳ヶ瀬裕文君 日本維新の会の柳ヶ瀬裕文です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和四年度地方財政計画並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案に関し質問いたします。

冒頭、ロシアによるウクライナ侵略は重大な主

権侵害であり、許されざる蛮行であると断ぜざるを得ません。我が国は、国際社会と一致結束し、一刻も早くウクライナに平和が取り戻されるよう尽力することを申し述べ、質問に移ります。

日本維新の会は、地方分権改革、地方への税源移譲を政策の骨格に位置付け、地方が主役となる政治、社会の実現を目指しています。

その観点から令和四年度地方財政計画を見ると、臨時財政対策債発行額を昨年度に比較して約三兆七千億円圧縮し、年度末残高見込みが約二兆一千億円の減となること、令和三年度当初対策では行われなかった交付税特別会計借入金金の償還を五千億円行うことなど、重要な点で地方の負担を減少させる内容を含むことから、評価できる内容となっております。

新型コロナウイルス感染症への対応のため、臨時財政対策債の発行が急増した令和三年度と異なり、ウイズコロナ、ポストコロナに移行する中で、平常時に近い地方財政計画を志向したと考えますが、今後の新型コロナウイルス対応による地方財政への影響をどのように想定しているのか、総務大臣に伺います。

他方で、令和四年度末の臨時財政対策債残高と交付税特別会計借入金金の残高が減少に転じるとはいえ、その残高は、臨時財政対策債五十三兆二億円、交付税特別会計借入金二十九兆六千億円に上っています。

日本維新の会は、設立当初から、臨時財政対策債が地方財政の自由度を失わせ、地方分権や税源の移譲の考え方に反する制度であるとして、その

問題点を指摘してまいりました。

そもそも、臨時財政対策債は、本来、地方交付税として財源確保されるべき分を地方が一時的に肩代わりし、その返済分を後年国が措置する仕組みになっていますが、地方公共団体の裁量でその負担額を調整できる余地がありません。地方公共団体の責任によらず返済負担が生じるのは信義に反するのではないかと考えます。

本来、臨時財政対策債とその前身の交付税特別会計借入金は、通貨発行権及び国債発行権を有する国が全額賄うべきものだと考えますが、総務大臣及び財務大臣の見解を求めます。

地域社会のデジタル化の推進について伺います。

日本維新の会は、道州制導入による多極分散型国家の実現を目指しています。デジタル化の急速な進展に伴い、地方に暮らしながら都市部の企業に勤めるケースが増え、多極分散型社会の実現が具体性を持って近づいていると感じています。

しかし、今はまだ一部の企業や個人に受け入れられた段階にとどまっていると認識をしていますが、このようなライフスタイルが広く普及するためには、地方においてデジタル実装を進めることが必要ですが、地方財政措置として確保された地域デジタル社会推進費は令和三年度と同じ二千億円にとどまります。

政府がアピールするマイナンバーカードの活用方法の一つに、コンビニの複合機における住民票の写し等の取得がありますが、コンビニ取得に対応している発行元自治体数は、本年三月三日時点

で九百二十七市区町村にとどまっています。有体物であるマイナンバーカードを持ち歩くことや、住民票の写しを紙で取得、提出すること自体、早晚時代遅れになるとは思いますが、既に自治体間でデジタル化に差が生じていることは確かであります。

総務省に設置された総務省デジタル田園都市国家構想推進本部の本部長でもある総務大臣に伺います。

集中的に予算を投入しなければ、地方におけるデジタル化が不十分なものとなり、不便と非効率が残ります。地域のデジタル実装のため、総務省の枠組みにこだわらず、まち・ひと・しごと創生事業費一兆円、地域社会再生事業費四千二百億円と併せて枠組みを再編すべきと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

住宅ローン控除の控除率、控除期間等の見直しについて伺います。

地方の自立に向けては、目下のところ、大都市圏から地方に更に多くの人口が分散することが必要になると考えています。そのような中で、地方においては比較的安価で宅地建物を取得することができること、世帯総数を超える量の既存の住宅ストックが既に多く存在していることなどもあり、地方への移住に当たっては既存住宅の果たす役割は今後更に大きくなると考えられます。

今回の住宅ローン控除の改正は、住民税からの控除限度額を所得税の課税総所得金額等の五％に引き下げる一方で、控除期間を十三年に延長することがその趣旨ですが、控除期間が十三年に延長

されるのは新築住宅、買取り再販に限られ、既存住宅については十年のままとなっています。

今回の住宅ローン控除制度の見直しにおいて、環境性能等の高い認定住宅の拡大の趣旨が反映されていることは評価できますが、既存住宅であってもリノベーションをすることで新築住宅に比肩する環境性能を付与することが可能です。新築、買取り再販、既存住宅で控除期間を同じとすべきと考えますが、国土交通大臣の答弁を求めたいと思います。

付加価値額における賃上げへの対応、いわゆる賃上げ税制について伺います。

今回の賃上げ税制の効果は、全くないとまでは言いませんけれども、税制改正によるのではなく、労働需給が引き締まることによって給料が上がる方がより好ましく、より実効性があることは明らかです。問題なのは、現状の雇用制度では、衰退産業から成長産業への人材移動が効率的でなく、衰退産業にとどまる従業員が従業員全体で見たとときに賃上げのおもしとなっていることであります。

日本維新の会は、税制改革、手厚いセーフティネットの整備を前提に、雇用制度の改革が必要だと考えています。すなわち、企業側からの申出により十分な金銭給付とともに雇用契約を解除し、元従業員は手厚い失業給付を受けながら職業訓練等で再就職を目指す制度を整備することで、転職しやすい労働市場をつくり出すことが必要です。

労働力を多く抱えた業界から労働力の供給が少

ない業界に働き手が移行することで、転職後比較的に早くから活躍できる機会がありますし、手厚いセーフティネットがあるので、給与水準に納得しなければ、労働需給が逼迫し、給料に上昇圧力が掛かります。セーフティネットの整備と雇用の流動性確保が賃上げ達成の最短経路だと考えますが、総務大臣及び厚生労働大臣の見解を伺います。

日本維新の会は、低成長や社会保障制度に対する不安に覆われた三十年の延長ではない日本をつくり出すため、社会保障制度改革、税制改革、成長戦略に一体的に取り組む日本大改革プランの下、地方からデジタルと改革によって新しい時代を創造する、このことをお約束し、私の代表質問を終わります。(拍手)

(国務大臣金子恭之君登壇、拍手)

○国務大臣(金子恭之君) 柳ヶ瀬議員からの御質問にお答え申し上げます。

まず、新型コロナウイルス対応による地方財政への影響について御質問いただきました。

自治体が財政面の心配なく積極的に新型コロナウイルス対応に取り組めるよう、ほとんどの事業を全額国費により措置してきています。また、令和四年度の地方財政計画においては、自治体が重要課題に取り組みつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、必要な一般財源総額を確保しております。

今後も、各自自治体が積極的に取り組めるよう、引き続き、関係省庁としっかりと連携して適切に対応してまいります。

次に、臨時財政対策債などについて御質問いただきました。

地方の財源不足については、国、地方共に厳しい財政状況にある中、地方税を徴収し、地方財政を運営する主体である地方と、法令等により地方に支出を義務付けている国が、それぞれ責任を持ち、国と地方が折半して補填することを基本としております。このため、地方負担分の財源不足を補填するための臨時財政対策債や交付税特別会計借入金とは地方の負担で償還する必要があります。

このような整理に基づいて、今後とも、臨時財政対策債の発行抑制や交付税特別会計借入金の計画的な償還に努めてまいります。

次に、地域社会のデジタル化の推進について御質問いただきました。

地域社会のデジタル化を一層推進するため、令和四年度の地方財政計画において、地域デジタル社会推進費を引き続き二千億円計上しています。

令和五年度以降の取扱いについては、今春取りまとめられる実行すべき具体的なデジタル田園都市国家構想等を踏まえ、まち・ひと・しごと創生事業費等との関係も含め、今後検討してまいります。

最後に、賃上げ税制について御質問いただきました。

今般、国税と同様、法人事業税においても、一定の賃上げを行った外形標準課税の対象法人に対して税負担を軽減することとしており、企業の賃上げの実現につながることを期待しております。

賃上げに向けては、税制のみならず、政府全体と

して様々な施策に取り組むこととしており、これらを総動員し、持続的な賃上げを促すことが重要と考えております。(拍手)

(国務大臣鈴木俊一君登壇、拍手)

○国務大臣(鈴木俊一君) 柳ヶ瀬裕文議員の御質問にお答え申し上げます。

臨時財政対策債の在り方等についてお尋ねがございました。

地方財源不足について、仮に国が赤字国債の発行によりその全額を賄うこととすれば、歳出拡大や歳入減少による地方財政の悪化について、地方は責任を負わず、国が全て負うこととなり、地方に比著しく悪化している国の財政を更に悪化させるおそれがあることから、適当でないと考えております。

その上で、現行制度の下でも、令和四年度は、国税及び地方税の増収等を反映し、臨時財政対策債の発行や交付税特別会計の借入金を大幅に縮減したところであります。

引き続き、国と地方が責任を分かち合い、協力して経済再生と財政健全化を進めることにより、赤字国債や臨時財政対策債に依存しない財政を目指すことが重要であると考えております。(拍手)

(国務大臣斉藤鉄夫君登壇、拍手)

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 柳ヶ瀬議員から、住宅ローン控除の控除期間等の見直しについてお尋ねがありました。

住宅ローン控除の控除期間については、我が国の経済状況が依然として厳しい状況にあることを

踏まえ、新築工事による経済波及効果が高い新築住宅と一定の建築行為を伴う買取り再販については十三年としております。

一方、買取り再販以外の既存住宅については、控除期間を十年としつつ、住宅ストックの有効活用及び優良化を図る観点も踏まえ、環境性能等の優れた住宅については借入限度額を従来の二千万円から三千万円に引き上げる措置を新たに講じております。

国土交通省としては、これらの措置を通じ、環境性能等に優れた良質な住宅ストックの形成及びその有効活用を促進してまいります。(拍手)

(国務大臣後藤茂之君登壇、拍手)

○国務大臣(後藤茂之君) 柳ヶ瀬裕文議員の御質問にお答えいたします。

賃上げ達成のためのセーフティーネットの整備と雇用の流動性の確保についてお尋ねがありました。

賃上げの達成のためには、安心して就職活動を行うことができる環境整備を重要と考えています。

このため、雇用のセーフティーネットとして、労働者が失業した場合には、雇用保険の基本手当の支給、雇用保険の給付を受けられない方に無料の職業訓練と月十万円を支給する求職者支援制度や、ハローワークによるきめ細かな就職支援などにより、再職支援に努めています。

なお、解雇無効時の金銭救済制度については、金銭を支払えば自由に解雇できるといった制度を導入しないことを前提に、労働者保護等の観点か

ら検討を進めてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 伊藤岳さん。

(伊藤岳君登壇、拍手)

○伊藤岳君 日本共産党の伊藤岳です。

私は、日本共産党を代表して、二〇二二年度地方財政計画外二法案について質問します。

初めに、ロシアの無法なウクライナ侵略に断固抗議をします。

ロシアの軍事行動は、一般市民や原発施設をも標的とするなど、無差別となっています。国連総会緊急特別会合は、ロシアによるウクライナ侵略を国連憲章違反であると断定をし、武力行使の停止、軍の即時完全無条件撤退をロシアに求める緊急決議を圧倒的多数で採択しました。国際的な抗議と世論が急速に広がり、日本国内でも全国の地方議会で決議が次々と上がっています。

外務大臣、ロシアの侵略をやめさせるために、あらゆる外交努力を尽くすべきです。答弁を求めます。

さらに、プーチン大統領が繰り返す核兵器の先制使用による威嚇は重大です。日本被団協、日本原水協や多くの団体が抗議の声を上げています。

広島市議会は、全会一致の決議で、ヒロシマの心を踏みにじるもので、強い憤りを覚えるとし、長崎市議会は、同じく全会一致で、決してウクライナに長崎、広島と同じ悲劇を起こしてはならないと訴えています。

岸田総理は、唯一の戦争被爆国であり、また、被爆地広島出身の総理大臣として、核兵器による

威嚇も、ましてや、使用も、万が一にも許されるものではないと表明しました。

破壊をもたらす核使用の威嚇を許さずに、核兵器廃絶への道を開くために、政府はどのような行動を取るのですか。外務大臣、お答えください。

次に、コロナ感染拡大と病床確保です。感染拡大は収束に向かうどころか、まん延防止等重点措置を十八都道府県で延長する事態です。新規感染者は日々数万を数え、死亡者は第五波を超えています。

深刻なのは病床の逼迫です。埼玉県では、陽性が確認された自宅療養中の十代後半の若者の容体が急変し、受入先の医療機関が見付からずに亡くなる事態が生まれています。

新型コロナウイルス対策の基幹病院として、第五波でも大きな役割を果たしてきた埼玉県立循環器・呼吸器病センターの事務局長は、感染者数の爆発的増加に比例して重症患者数が増えている、重症患者は高齢者が多い、介助が必要だし、認知症の方には更にケアが必要となる、看護師等は院内からやりくりする自転車操業で、更に重症患者が増えたら回せないと訴えています。

岸田総理は、第五波のときを上回る新規感染者数にも対応する病床を増やす計画を整備したと言います。しかし、肝腎の医療スタッフの増員はされてこなかったのではありませんか。厚労大臣の答弁を求めます。

二〇〇七年からの公立病院改革ガイドライン、二〇一五年からの新公立病院改革ガイドラインを通じて、全国の公立病院は再編統合などの圧力に

さらされ、全国の公立病院数は二〇〇八年から二〇二〇年の間に九百四十三から八百五十三に、病床数は二十二・八万床から二十・三万床に減少しています。この流れを転換することが必要です。

総務大臣、新たな公立病院ガイドライン策定はやるべきです。厚労大臣、再編統合を前提にした地域医療構想は白紙に戻すべきではありませんか。答弁を求めます。

地域のケア労働を確立し、しっかりと育てていくことは避けて通れない課題です。

岸田総理は、介護、保育、幼稚園、学童保育等の職員の収入を三％程度、また一定の医療機関の看護職員の収入を一％程度引き上げる処遇改善を補正予算に盛り込みました。しかし、そもそも九千円や四千円程度の増額では、余りにも少な過ぎます。制度は他の職員の処遇改善にも柔軟に活用できるとされ、対象を広げれば一人当たりの改善額は減ります。到底十分な額とは言えません。

ケア労働者の賃上げ、処遇改善は、民間、公務を含む全ての対象者の三％収入増につながるのですか。厚労大臣、少子化対策担当大臣の答弁を求めます。

二月までに、保育、幼稚園では九百九十自治体、学童保育では七百七十八自治体が申請をしています。自治体の申請について、更なる柔軟な対応が必要です。少子化対策担当大臣の見解を伺います。

ケア労働者の賃上げ、処遇改善は今回の補正予算の一回限りで終わりますか。厚労大臣、少子化対策担当大臣、お答えください。

十月以降の地方負担に対しては地方交付税が措置されていますが、少なくとも不交付団体も処遇改善を進めています。不交付団体への財政支援を検討すべきではありませんか。来年度以降も地方の賃上げが継続する取組を支える財政支援をどのように行うのですか。総務大臣の答弁を求めます。

二年を超えるコロナ禍の中、住民全体の奉仕者として奮闘する地方公務員の長時間労働が深刻です。

日本自治体労働組合総連合は、第五波における過労死ラインを超える地方公務員の働き方の実態調査結果を公表しました。保健所やワクチン担当部署では、所属する職員の一か月の平均時間外労働が何と百二十八時間に達している職場や、昨年七月から九月の三か月の平均値で一人当たりの平均時間外労働が百時間に達していた職場さえある。いつ、どこで、誰に過労死が発生してもおかしくないと告発をしています。

さらに、保健所等に応援を送り出している自治体の職場、現場でも長時間勤務が常態となつていきます。ある県のアンケートには、本務の業務も逼迫しているので、保健所応援が終わった後、二十時を回って県庁に戻ってきて本務の業務をしている、応援に人が取られ本務の人数が不足し、課内全員が毎日残業などの声が寄せられています。

非現業の地方公務員については、労働基準法第三十三条第三項により、公務のために臨時の必要がある場合は、災害その他避けることのできない場合に超過勤務が命令可能とされています。ところが、この臨時の超過勤務は、この二年間、無制

限、青天井となっています。

厚労大臣、労働基準法第三十三条第三項による場合でも、過労死ラインを超えるような長時間労働は規制をされるべきではありませんか。答弁を求めます。

上限時間を超えるような時間外勤務を必要最小限にとどめるために何より必要なのは、人員の増員と適正な配置ではありませんか。総務大臣の答弁を求めます。

自治体現場に人手不足をもたらしている原因は、国が自治体職員定数の純減を押し付けてきた集中改革プランです。プラン以降も職員定数の抑制基調がもたらされたのです。総務大臣、自公政権が推し進めた集中改革プランへの反省はありますか。

地方自治体の職員増員は待ったなしです。地方の歳出を抑制する路線を転換して、必要な財政需要を積み上げて、人件費を始めとする一般財源総額の増額確保を行うべきです。そのためには、地方交付税法定率の大幅な引上げを行うべきです。総務大臣の答弁を求めます。

最後に、建設工事受注動態統計調査の不正問題です。

国交省から検証委員会報告書、総務省からタスクフォース精査結果報告書が出されましたが、真相究明には至っていません。受注額が書き換えられ合算されてカウントされている上に、毎月の推計値を加えれば二重計上になることは誰でも分かることです。国交省の不正隠しの姿勢は深刻です。

統計の中立性、信頼性を回復するためにも、国会での真相究明が求められることを述べ、質問といたします。

ありがとうございます。（拍手）

〔国務大臣金子恭之君 伊藤議員からの御質問〕

○国務大臣（金子恭之君） 伊藤議員からの御質問にお答え申し上げます。

まず、新たな公立病院ガイドラインの策定について御質問いただきました。

公立病院の経営を強化し、地域に必要な医療提供体制を確保するため、有識者検討会で御議論いただきながら、今年度末までに新たなガイドラインを策定する予定ですが、公立病院の病床削減、統廃合を前提とすることは考えておりません。このことについて、地方三団体には、昨年十二月に、地域医療確保に関する国と地方の協議の場において説明をし、御理解を得たところです。

次に、処遇改善に係る財政支援について御質問いただきました。

令和四年十月から令和五年三月までの処遇改善に係る地方負担については、不交付団体を含め、普通交付税の算定において処遇改善分を反映することとしております。

令和五年度以降については、公的価格評価検討委員会との中間整理に基づく検討を踏まえ、総務省としても適切に対応してまいります。

次に、時間外勤務と人員について御質問いただきました。

時間外勤務については、必要最小限にとどめるとともに、上限規制を適切に運用する必要があります。

ます。上限を超える場合には、業務量の削減や業務の効率化、人員の適切、適正な配置等に取り組むことが必要と考えます。

定員管理に関しましては、行政の合理化、効率化や、将来にわたる安定的な行政サービスの提供体制確保という考え方に立ち、各自治体において取り組むことが重要と考えております。

次に、集中改革プランへの認識について御質問いただきました。

平成十七年からの五年間、自治体に対し集中改革プランによる取組を要請し、その後もしばらくは職員数が減少していましたが、平成二十八年以降は横ばいから微増傾向となっております。

各自自治体においては、行政の合理化、効率化を図りつつ、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいただいているものと認識しております。

最後に、一般財源総額の確保と交付税率の引上げについて御質問いただきました。

令和四年度の地方財政計画においては、保健師の増員など、職員数を約五千人の増とした上で、一般財源総額について令和三年度を上回る額を確保いたしました。

今後とも、基本方針二〇二二に沿って、地方財政計画の歳出に必要な経費を計上した上で、一般財源総額をしっかりと確保してまいります。

なお、交付税率の引上げについては、現在、国、地方共に厳しい財政状況にあるため、容易ではありませんが、今後も交付税率の見直し等によ

り地方交付税総額を安定的に確保できるよう、粘り強く主張し、政府部内で十分に議論してまいります。(拍手)

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣(林芳正君) ロシアによる侵略や核兵器による威嚇を止めさせる行動についてお尋ねがございました。

今回のロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす行為です。明白な国際法違反であり、厳しく非難をします。

ロシアが核抑止力部隊の態勢を引き上げたことについては、情勢の更なる不安定化につながりかねない危険な行動であると認識しています。

我が国は唯一の戦争被爆国として、核兵器による威嚇も、ましてや使用もあってはならないということを様々な国際場裏において強く訴えてまいります。(拍手)

〔国務大臣後藤茂之君登壇、拍手〕

○国務大臣(後藤茂之君) 伊藤岳議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスに係る医療人材の確保についてお尋ねがありました。

厚生労働省として、昨年夏の感染状況を踏まえ、全国で前回のピーク時の一・三倍の受入れ病床を確保するとともに、医療人材についても、全国で約二千の医療機関から医師約三千人、看護師約三千人の派遣体制を整えていただいています。

また、重症化率は低いものの、感染力や拡大速度が顕著であるオミクロン株への対応として、国が必要な医療人材を支援し、東京と大阪に追加で

約一千床の臨時の医療施設を確保するとともに、感染者が継続して療養を行う高齢者施設の医療体制を強化するため医療人材の派遣を支援するなどの取組を行っており、今後とも必要な医療人材の確保に努めてまいります。

地域医療構想についてお尋ねがありました。

地域医療構想については、人口構造の変化を踏まえつつ、地域の医療ニーズに応じた医療体制を確保するために取り組むものであります。病床の削減や統廃合ありきではなく、地域の実情を十分に踏まえ、地方自治体等としつかり意思疎通を図りながら、引き続き取組を進めてまいります。

ケア労働者の賃上げの内容についてお尋ねがありました。

今般、新しい資本主義を起動するための分配戦略として、介護などの現場で働く方々について、公営施設で働く施設職員も含め、給与の引上げのための措置を講じます。今回の措置は、各事業所等において、他の職種にも一定の処遇改善を行うことができるよう柔軟な運用を認めることとして

います。こうしたことから各職員の処遇改善にはばらつきが生じますが、こうした点を含め、混乱なく実施できるよう丁寧に説明をしてまいります。

ケア労働者の今後の賃上げについてお尋ねがありました。

介護等に従事する方々の勤務環境や処遇の改善は大変重要な課題であると認識しており、これまでの取組に加え、先ほど申し上げたとおり、今般、介護などの現場で働く方々の給与の引上げを

行います。引上げに当たっては、それが継続的なものとなるよう、補正予算により二月に前倒しして実施した上で、本年十月以降については報酬改定等により措置することとしています。

今後の具体的な処遇改善の方向性については、

公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討をしてまいります。

地方公務員の長時間労働についてお尋ねがありました。

労働基準法第三十三条第三項において、公務のための臨時の必要がある場合には、非現業の官公署に勤務する職員については、三六協定を締結することなく時間外・休日労働を行わせることができることとされています。一方で、コロナ禍が長引く中で、過労死等を防止し、職員の健康を確保していくことが地方公務員においても極めて重要になっていきます。

このため、総務省において、条例等により上限規制を設けるよう自治体に対し通知による助言を行っているほか、勤務時間の適切な把握や時間外勤務の要因分析などを踏まえた時間外勤務縮減対策の実施、医師による面接指導の効果的な実施といった制度を実効的に運用するための留意点について自治体に通知しているものと承知してまいります。

労働政策を所管する厚生労働省としても、コロナ禍においても働く皆様の健康確保が重要であるとの観点から、各自治体においてこうした取組が

着実に実施されることが重要であると考えています。(拍手)

〔国務大臣野田聖子君登壇、拍手〕

○国務大臣(野田聖子君) 今回の処遇改善における対象者の収入増についてお尋ねがありました。

今回の令和三年度補正予算による処遇改善は、昨年十一月の経済対策において、民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等、幼稚園教諭を対象に、収入を三％程度、月額九千円引き上げるための措置を実施するとされたことを踏まえ、私立、公立を問わず措置したものです。

処遇改善の補助額の算定に当たっては、保育所等では公定価格上の配置基準に基づいて、放課後児童クラブでは放課後児童支援員等の職員数に基づいて、それぞれ常勤換算の職員数により算定する一方で、補助金の算定対象でない職員についても、柔軟な配分により一定の処遇改善を行うことを可能としています。

このため、各職員個人の改善額にはばらつきが生じ得るところであり、引き続き、事業者や地方自治体に対して丁寧に説明してまいります。

次に、自治体から国への申請受付についてお尋ねがありました。

今般の保育士、幼稚園教諭等の処遇改善に関する補助金の市町村から国への交付申請に当たっては、管内の施設における処遇改善の実施見込みを基に概算による申請を行うことも可能としていることや、また、令和四年度に令和三年度分も含めて交付申請を行うことも可能であることなどにつ

いて、地方自治体に重ねて周知を行っているところ
ろです。引き続き、市町村による交付申請を促し
てまいります。

次に、今後の処遇改善についてお尋ねがありま
した。

今回の保育士等の処遇改善については、本年二
月から九月までの間は令和三年度補正予算で対応
することとしています。

また、本年十月以降については、賃上げ効果が
継続的、継続されるよう、令和四年度当初予算案
において、収入を三〇程度、月額九千円引き上げ
るための措置を、公定価格の見直し等により講じ
ることとしています。

その後の具体的な処遇改善の方向性について
は、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏ま
え、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準ま
で賃金が引き上がり、必要な人材が確保されるか
といった観点から、関係大臣と連携し、検討して
まいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたし
ました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 山東 昭子君
副議長 小川 敏夫君
議員 伊藤 岳君 岩淵 友君

武田 良介君	吉良よし子君	三浦 靖君	本田 顕子君	森 まさこ君	西田 昌司君
芳賀 道也君	山添 拓君	清水 真人君	元榮太一郎君	石井 準一君	福岡 資麿君
大門実紀史君	矢田わか子君	山田 宏君	和田 政宗君	岡田 直樹君	牧野たかお君
田村 智子君	倉林 明子君	足立 敏之君	青山 繁晴君	藤川 政人君	藤井 基之君
紙 智子君	舟山 康江君	そのだ修光君	阿達 雅志君	野上浩太郎君	世耕 弘成君
山下 芳生君	井上 哲士君	山下 雄平君	森屋 宏君	関口 昌一君	野村 哲郎君
上田 清司君	浜野 喜史君	大野 泰正君	太田 房江君	有村 治子君	嘉田由紀子君
市田 忠義君	小池 晃君	北村 経夫君	古賀友一郎君	浜田 聡君	伊波 洋一君
榛葉賀津也君	足立 信也君	三原じゅん子君	長谷川 岳君	ながえ孝子君	渡辺 喜美君
大塚 耕平君	小林 正夫君	上野 通子君	石井 浩郎君	島村 大君	竹内 功君
山崎真之輔君	下野 六太君	赤池 誠章君	宮沢 洋一君	松川 るい君	中西 哲君
田村 まみ君	安江 伸夫君	中川 雅治君	松村 祥史君	徳茂 雅之君	こやり隆史君
高橋 光男君	伊藤 孝恵君	水落 敏栄君	宇都 隆史君	佐藤 啓君	自見はなこ君
塩田 博昭君	竹内 真二君	中西 祐介君	大家 敏志君	進藤金日子君	馬場 成志君
浜口 誠君	三浦 信祐君	岡田 広君	松山 政司君	羽生田 俊君	長峯 誠君
高瀬 弘美君	磯崎 哲史君	増子 輝彦君	末松 信介君	豊田 俊郎君	滝沢 求君
伊藤 孝江君	里見 隆治君	金子原二郎君	山谷えり子君	滝波 宏文君	柘植 芳文君
熊野 正士君	川合 孝典君	須藤 元気君	高良 鉄美君	堂故 茂君	丸川 珠代君
宮崎 勝君	佐々木さやか君	平山佐知子君	安達 澄君	古川 俊治君	佐藤 正久君
杉 久武君	矢倉 克夫君	寺田 静君	山田 太郎君	佐藤 信秋君	山本 順三君
新妻 秀規君	石田 昌宏君	三宅 伸吾君	吉川ゆうみ君	松下 新平君	猪口 邦子君
若松 謙維君	石川 博崇君	比嘉奈津美君	宮島 喜文君	片山さつき君	藤末 健三君
竹谷とし子君	秋野 公造君	藤木 眞也君	朝日健太郎君	牧山ひろえ君	櫻井 充君
柳田 稔君	横山 信一君	今井絵理子君	小川 克巳君	鶴保 庸介君	武見 敬三君
山本 香苗君	河野 義博君	小野田紀美君	宮本 周司君	衛藤 晟一君	芝 博一君
浜田 昌良君	石井 正弘君	高野光二郎君	三木 亨君	尾辻 秀久君	中曽根弘文君
山本 博司君	谷合 正明君	堀井 巖君	上月 良祐君	宮口 治子君	羽田 次郎君
磯崎 仁彦君	西田 実仁君	舞立 昇治君	酒井 庸行君	小沼 巧君	田島麻衣子君
山口那津男君	宮崎 雅夫君	高橋 克法君	青木 一彦君	塩村あやか君	岸 真紀子君
高橋はるみ君	岩本 剛人君	江島 潔君	山田 俊男君	石垣のりこ君	横沢 高德君

森屋 隆君	打越さく良君	国土交通大臣	齊藤 鉄夫君	三木 亨君	そのだ修光君	議院運営委員	補欠
小沢 雅仁君	熊谷 裕人君	国務大臣 (内閣府特命担 当大臣(少子化 対策、地方創 生))	野田 聖子君	山田 俊男君	藤木 眞也君	辞任	補欠
勝部 賢志君	木戸口英司君	国務大臣 (内閣府特命担 当大臣(経済財 政政策))	山際大志郎君	田島麻衣子君	宮沢 由佳君	上野 通子君	本田 顯子君
古賀 之土君	杉尾 秀哉君	副大臣	田畑 裕明君	羽田 次郎君	石川 大我君	佐藤 啓君	吉良よし子君
吉田 忠智君	森本 真治君	総務大臣		森屋 隆君	水岡 俊一君	自見はなこ君	
野田 国義君	齋藤 嘉隆君	総務副大臣		矢倉 克夫君	横山 信一君	高瀬 弘美君	
徳永 エリ君	田名部匡代君			山本 香苗君	三浦 信祐君	山本 香苗君	
難波 獎二君	吉川 沙織君			清水 貴之君	梅村 聡君	矢倉 克夫君	
川田 龍平君	蓮 舫君			柳ヶ瀬裕文君	浅田 均君	清水 貴之君	
青木 愛君	水岡 俊一君			井上 哲士君	倉林 明子君	吉良よし子君	
森 ゆうこ君	白 眞勲君			紙 智子君	武田 良介君		
那谷屋正義君	福山 哲郎君			足立 敏之君	宮本 周司君		
福島みずほ君	郡司 彰君			羽生田 俊君	自見はなこ君		
長浜 博行君	鉢呂 吉雄君			藤木 眞也君	山田 俊男君		
音喜多 駿君	梅村みずほ君			小西 洋之君	羽田 次郎君		
柳ヶ瀬裕文君	高木かおり君			武田 良介君	紙 智子君		
片山 大介君	石井 苗子君			行政監視委員			
浅田 均君	梅村 聡君			辞任	補欠		
宮沢 由佳君	清水 貴之君			阿達 雅志君	岡田 広君		
東 徹君	柴田 巧君			そのだ修光君	三木 亨君		
小西 洋之君	石橋 通宏君			滝波 宏文君	石田 昌宏君		
石井 章君	室井 邦彦君			中西 哲君	佐藤 啓君		
江崎 孝君	有田 芳生君			石川 大我君	小西 洋之君		
鈴木 宗男君	木村 英子君			塩田 博昭君	高瀬 弘美君		
船後、靖彦君				三浦 信祐君	山本 香苗君		
国務大臣				横山 信一君	矢倉 克夫君		
総務大臣	金子 恭之君			石井 苗子君	清水 貴之君		
外務大臣	林 芳正君			田村 智子君	吉良よし子君		
財務大臣	鈴木 俊一君						
厚生労働大臣	後藤 茂之君						

[illegible]

環境委員	辞任	補欠	藤木 眞也君	小野田紀美君
岡田 直樹君	三木 亨君	丸川 珠代君	猪口 邦子君	
片山虎之助君	清水 貴之君	矢倉 克夫君	横山 信一君	
国家基本政策委員	辞任	補欠	辞任	補欠
井上 哲士君	小池 晃君	上野 通子君	自見はなこ君	
予算委員	辞任	補欠	片山さつき君	朝日健太郎君
朝日健太郎君	丸川 珠代君	本田 顕子君	小川 克巳君	
猪口 邦子君	本田 顕子君	松川 るい君	滝波 宏文君	
小川 克巳君	藤木 眞也君	横山 信一君	高橋 光男君	
小野田紀美君	上野 通子君	岡田 広君	中西 哲君	
自見はなこ君	宮島 喜文君	丸川 珠代君	朝日健太郎君	
滝沢 求君	松川 るい君	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員	補欠	
滝波 宏文君	青山 繁晴君	地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員	別委員	
中西 哲君	小沼 巧君	辞任	補欠	
石垣のりこ君	羽田 次郎君	進藤金日子君	比嘉奈津美君	
小西 洋之君	矢倉 克夫君	消費者問題に関する特別委員	補欠	
高橋 光男君	紙 智子君	辞任	補欠	
小池 晃君	井上 哲士君	大野 泰正君	徳茂 雅之君	
大門実紀史君	補欠	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	
辞任	補欠	国土交通委員会	理事 塩田 博昭君（竹内真二君の補欠）	
宮島 喜文君	滝沢 求君	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	
小沼 巧君	石垣のりこ君	刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社	刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社	
羽田 次郎君	小西 洋之君			
行政監視委員	補欠			
辞任	補欠			
青山 繁晴君	中西 哲君			

会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）	二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）	強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）	千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリのケープタウン協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）	万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）	民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五六号）	刑法等の一部を改正する法律案（閣法第五七号）
------------------------------------	--	---	---	--	--	---------------------------	---------------------------------	--	------------------------

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（閣法第五八号）	同日内閣から次の答弁書を受領した。	参議院議員足立信也君提出福島県民健康調査「甲状腺検査」に関する質問に対する答弁書（第一八号）	参議院議員浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書（第一九号）	参議院議員浜田聡君提出ロシアへの制裁措置を予定している状況における貿易経済に関する日露政府間委員会への出席とロシア経済分野協力担当大臣という役職の存続に関する質問に対する答弁書（第二〇号）	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請等の在り方に関する質問主意書	右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。	令和四年二月二十一日	塩村あやか	参議院議長 山東 昭子殿
--	-------------------	--	--	--	--	---------------------------	------------	-------	--------------

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請等の在り方に関する質問主意書	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金」という。）制度の支給対象
--	---

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員 浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書(第一九号)

者となる労働者については、雇用保険の適用の有無を問わないが、労働保険暫定任意適用事業を除き、雇用される事業所において必要な労働保険の適用手続がなされている必要がある。

労働保険のうち、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)は、原則として一人でも労働者を雇用する事業主に、保険加入の手続を行った上で保険料を納付することを義務付ける、いわゆる強制保険であるが、実際には、労災保険の適用事業であるにもかかわらず、加入手続を怠る事業主が数多く存在することも事実である。

休業支援金の申請に当たっては、事業主が労災保険の加入手続を行っていない場合でも、労働者は申請を行うことができることとされている。しかしながら、その場合には、労働局における審査過程において、相当の時間を要する。また、同審査過程では、事業主に対する労災保険加入の勧奨・指導等が行われることから、雇用主と労働者の関係に悪影響が及ぶことも考えられる。

令和三年八月末時点における休業支援金の支給決定件数を男女別に見ると、女性の割合が高く、休業支援金のセーフティネットは、コロナ禍において、とりわけ弱い立場に置かれた女性・非正規雇用労働者といった人たちの雇用・生活を維持する上で、必要不可欠な制度であると言える。休業支援金を一刻も早く必要とする人たちのために、速やかに支給を行き渡らせることが求められる。このような観点から以下質問する。

一 休業支援金の支給対象者の要件の一つとして、労働保険暫定任意適用事業を除き、雇用される事業所において必要な労働保険の適用手続

がなされていることとした根拠を示されたい。

二 事業主が労災保険の加入手続を行っていないために、労働者が、休業支援金に係る審査過程に遅延が発生するなどの不利益を被るのは妥当でない。事業主が労災保険の加入手続を行っていない場合における休業支援金支給までの迅速化について、政府はどのような対策を行い、確実な給付を行っているか、具体的に明らかにされたい。

三 労災保険加入の勧奨・指導等を経てもなお加入手続を行わない事業主に対し、国は、職権によりその成立手続を行う。その際、事業主は、遡って保険料を徴収されるほか、併せて追徴金を徴収されることとなるが、この徴収ができないことによつて、休業支援金の支給が行われな

右質問する。

令和四年三月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請等の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請等の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

るための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

(令和二年法律第五十四号)第四条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び同法第五条第一項に規定する給付金(以下「支援金等」という。)については、支援金等の申請者を雇用する事業主が存在していることや、当該事業主と申請者との間に雇用関係があることを確認するため、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給要領」(令和二年七月七日付け職発〇七〇七第一号厚生労働省職業安定局長通達別添)により、当該支援金等の支給に当たり、当該事業主が労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)第四条の二第一項の規定に基づき届出その他の必要な手続を行っていることを確認することとしている。

二について

お尋ねの「確実な給付」の意味するところが必ずしも明らかではないが、都道府県労働局が、徴収法第四条の二第一項の規定に基づく届出その他の必要な手続を行っていない事業主に雇用されている労働者からの支援金等の支給に係る申請を受け付けた場合、当該都道府県労働局において、当該事業主に対し当該手続を行うよう指導を行い、当該手続を行わない事業主に対しては、原則として、当該事業主の事業につき労働保険の保険関係が成立していることを確認した上で、徴収法第十五条第三項の規定に基づき労働保険料の額を決定し、当該申請が支給要件

に該当するかについて審査を行うこととしているところ、支援金等の迅速な支給を行うため、支援金等の支給決定が見込まれる場合には、例外的に、当該事業主の事業につき労働保険の保険関係が成立していることを確認した段階で、同項の規定に基づき労働保険料の額を決定する前においても当該申請が支給要件に該当するかについて審査を行うことができることとしている。

三について

支援金等については、支援金等の申請者を雇用する事業主が労働保険料及び徴収法第二十一条第一項に規定する追徴金を納付していることを支給要件とはしていない。

福島県民健康調査「甲状腺検査」に関する質問

主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年二月二十四日

足立 信也

参議院議長 山東 昭子殿

福島県民健康調査「甲状腺検査」に関する質問

問主意書

福島第一原子力発電所事故後に行われている福島県民健康調査「甲状腺検査」(以下「甲状腺検査」という。)は現在五巡目が行われているが、現在ま

で二百五十名を超える甲状腺がんもしくはがん疑いが報告されている。この件について福島県「県民健康調査」検討委員会は検査二回目までの結果の取りまとめとして、放射線の影響とは考えにくいとしており、国連放射線影響科学委員会(UNSCEAR)二〇二〇報告書においては、福島の住民の放射線被ばくの影響は今後も考えられないこと、事故当時の子どもたちの甲状腺がんとの被ばくの関連性は認められないこと、感度の非常に高い超音波機器によるスクリーニングを行ったことが原因と考えられること、過剰診断が生じている可能性があることを指摘している。このような状況下で現在もおこなわれている甲状腺検査について、以下質問する。

一 過剰診断はスクリーニングにおいて最も重大な不利益であり、過剰診断の可能性が指摘されている状況でスクリーニングを継続することは、対象者に大きな不利益をもたらすため倫理的な問題が生じるが、このことに対する政府の見解を示されたい。

二 第四十一回「県民健康調査」検討委員会で報告されているように、福島県が行った「甲状腺検査対象者及び関係者への聞き取り結果」では、対象者や保護者が検査の不利益を知らないことが報告されたが、その後、どのような対策を行ったのか、また対策が十分取られるまでは一時的に検査を見合わせるべきではないか、政府の見解を示されたい。

三 新しく作成された福島県の甲状腺検査の対象者に対する検査のメリット・デメリットの説明の中には「将来的に症状やがんによる死亡を引き起こさないがんを診断し、治療してしまう可能性があり」という過剰診断・過剰治療を想定したと思われる記載があるが、過剰診断の具体的な不利益の説明は全くなく、対象者やその家族が不利益を正しく理解できていないことが懸念されるが、過剰診断の不利益がどの程度周知された上で検査が行われていると考えているのか、政府の見解を示されたい。

四 甲状腺検査は福島県内の小学校・中学校・高等学校に通学している児童生徒については学校の授業中に検査が行われているが、受診に同じ調圧力が加わる可能性がある。任意の検査であるならば早急に学校検査を中止すべきと考えが政府の見解を示されたい。

五 甲状腺検査によって診断された甲状腺がんの原因の一部に放射線被ばくがあるうがなからうが、あるいは過剰診断がどの程度生じていたとしても、福島県では多くの子どもや若年者が甲状腺がんと診断される結果に至っており、これは甲状腺検査というスクリーニングによるものであることは明確であるので、検査を実施した福島県だけでなく資金を提供した政府も、診断によって生じる当事者の不利益に責任を有すると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員足立信也君提出福島県民健康調査「甲状腺検査」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員足立信也君提出福島県民健康調査「甲状腺検査」に関する質問に対する答弁書

一及び四について

福島県「県民健康調査」甲状腺検査(以下「甲状腺検査」という。)は、福島県において、地元医師や医学等の専門家で構成される「県民健康調査」検討委員会(以下「検討委員会」という。)の議論を踏まえて実施しているものであり、お尋ねについては、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二について

環境省において、甲状腺検査の実施主体である福島県に対する支援の一環として、甲状腺検査の任意性を改めて説明する「甲状腺検査を受ける前に(令和三年六月環境省作成)」を作成し、福島県立医科大学と連携して検査対象者全員に配布し、自分の意思で甲状腺検査を受けるか否かの選択ができることを周知しているところである。

また、「一時的に検査を見合わせるべきではないか」とのお尋ねについては、同県において、検討委員会の議論を踏まえて実施している

甲状腺検査に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘の「過剰診断の具体的な不利益の説明は全くなく、対象者やその家族が不利益を正しく理解できていない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、福島県において、小中学生向けの記載を含む「福島県「県民健康調査」甲状腺検査 検査のメリット・デメリット」(令和二年二月福島県・福島県立医科大学作成)の検査対象者全員への配布や、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターのホームページを通じて情報提供により、甲状腺検査に伴うデメリットを周知していると承知している。

五について

御指摘の「責任」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いづれにせよ、政府としては、引き続き、福島県が実施する甲状腺検査に必要な支援を行っていく考えである。

電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年二月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿

浜田 聡

電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問主意書

経済産業省産業保安グループ電力安全課作成の

「電気保安人材をめぐる課題の検討状況について」という資料によれば、電気保安業務に従事する者がこの十年で不足すると予想され、その対策として、政府は、若者向けの動画を作るなどして、電気保安技術者という職業そのものの知名度を向上させる取組を行っている。この取組は一定の成果を上げているが、知名度を向上させることが、入職者増加に結びつくとは限らない。

その理由として、機械器具(平成十五年経済産業省告示第二百四十九号第二条の機械器具をいう。以下同じ。)の値段が高いこと、また、三種電気主任技術者の試験難度は、高卒程度と言われるが、実際には電気系の科目を履修した大卒者ですら、かなり真面目に勉強しなければ容赦なく落ちる難関資格であることが挙げられる。その割に、電気管理技術者の平均年収は三百五十万円から五百万円程度であり、インボイス制度が施行されれば額面売上の一割を問答無用で消費税として持つていかれるのであるから、年収面のテコ入れがなければ、若者が難関資格の三種電気主任技術者を取得して、三年間も誰かに弟子入りしながら、電気管理技術者を目指そうとは思わないであろう。とりわけ、二十代後半で転職歴がほとんどない第三种電気主任技術者資格を所持する者など、転職市場においてはめつたにお目にかかれな

い存在であり、待遇面で電気保安技術者業界が対

令和四年三月九日 参議院会議録第七号 質問主意書及び答弁書

抗しろと言われても難しい。そうなると、電気保安ができる者を確保していく道は限られる。年収面の魅力を増やすか、有資格者が定年退職後も引き続き電気管理技術者としてがんばってもらうか、機械器具を安くする(校正に係る経費を含む)か、本格的に副業として認めるといった方策が必要となる。

右を踏まえて、以下質問する。

一 電気管理技術者に対するインボイス制度の施行について

1 電気管理技術者であっても、売上如何にかかわらず消費税を納入しなければ取引するうえで不利となったが、政府は、なぜ電気管理技術者が将来不足すると分かっているながら、電気管理技術者をインボイス制度の例外としなかったのか。政府の見解如何。

2 インボイス制度から逃れるには、要するに買い手側が適格請求書を請求しなければよい話であるところ、政府は、電気工作物の保安を外部選任しないし外部委託した相手方に対し、適格請求書を請求しない予定はあるか。また、地方公共団体は、当該地方公共団体が設置した電気工作物の保安を外部選任しないし外部委託した相手方に対し、適格請求書を請求しないことができるか。

二 政府は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「PFI法」という。)を活用するなどして、自らが利用する施設であっても、外部の民間企業に電気主任技術者の選任を求め

ることがある。しかし、電気主任技術者を外部に求めることは、政府職員が電気主任技術者資格を取得しても、選任される現場がなくなるということであり、定年退職後に電気管理技術者として活躍しようにも、実務経験が足りずに断念するということが起こりうる。PFI法ができたのは平成十一年であり、二十年以上の歳月が経ち、民間企業に十分な電気主任技術者がいた時代は終わりを迎えた。政府は、今後は自らが電気主任技術者を選任して、老後は電気管理技術者としても一花咲かせたい職員に実務経験を積ませるなどして、政府内部でも電気管理技術者となる人材を育てておくべきではないか。政府の見解如何。

三 機械器具については、高価であることから、通常はレンタルで済ませることも多いが、そのレンタル料金すらかなり高い。電気管理技術者として働くに当たっては、機械器具の他に、機械器具を現場に運搬するための車を用意しなければならず、車と機械器具を要することが、先立つものがない若者が入職するハードルとなっている。

1 現時点で、若者が電気管理技術者として働くに当たり開業資金として利用できる給付型の制度があれば例示いただきたい。

2 インボイス制度が始まれば自営業者たる電気管理技術者は職業としての魅力が下がるのであるから、貸付では若者の入職がほとんど増えないと思われるが、今後、電気管理技術者の減少が見込まれる中、若者向けに開業資

金の一部を政府から給付する予定はあるか。

四 電気主任技術者の確保に関して、最初から兼任を認めてしまうという緩和方法も考えられる。すなわち、兼任要件である最大電力が二千キロワット未満かつ受電電圧が七千ボルト以下の電気工作物の主任技術者であれば、常勤する場所又は自宅から二時間以内であることを条件に常駐要件をなくす形で、普段は電気保安業務とは直接関係のない業務に従事している者を電気主任技術者に選任するのである。このやり方が認められれば、機械器具の一部を自己負担で用意することはなくなるから、電気保安業務に従事する者の人数を増やすことはできるであろう。実際、過去に電気主任技術者に選任されていながら、人事ローテーションや転職等によって今は選任されていない者もいると思われる。

政府は、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の六に掲げる要件の全てに適合する場合、当該電気主任技術者が他の事業場で選任されていなくとも、常勤する場所又は自宅から二時間以内であれば常駐要件を付さずに電気主任技術者の選任を認めることはあるのか。政府の見解如何。また、今後、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の六に掲げる要件の全てに適合する場合、当該電気主任技術者が他の事業場で選任されていなくとも、常勤する場所又は自宅から二時間以内であれば常駐要件を付さずに電気主任技術者の選任を認めるよう、規則を改正する予定はあるか。なお、本質問主意書については、答弁書作成に

かかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出電気主任技術者・電気管理技術者が不足する時代における電気保安業務に従事する者の確保等に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「インボイス制度の例外としなかった」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、「インボイス制度は複数税率の下で適正な課税を行うために必要なものであり、その「例外」を設けることについては慎重に検討する必要があると考えている。

一の2について

御指摘の「インボイス制度から逃れるには、要するに買い手側が適格請求書を請求しなければよい話であるところ」及びお尋ねの「電気工作

物の保安を外部選任ないし外部委託した相手方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国又は地方公共団体が適格請求書を請求するか否かは、個別具体的な事情を踏まえて判断されるものであるため、一概にお答えすることは困難である。

二について

政府としては、行政課題に的確に対応する観点から国家公務員の人材育成に取り組んでいるところであり、御指摘の「老後は電気管理技術者としてもう一花咲かせたい職員」を念頭に「政府内部で」「電気管理技術者となる人材を育てていく」とは検討していない。

三の1及び2について

お尋ねの「給付型の制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現在の国の予算措置においては、電気管理技術者として開業する者に対しての給付金制度は存在せず、また、今後も実施することは考えていない。なお、政府としては、政府系金融機関による創業者向けの融資制度などにより、業種を限定することなく、若者を含めた幅広い年齢層の人々に創業支援を行っているところである。

四について

お尋ねの「常駐要件」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(令和三年三月一日付け二〇二一〇二八保局第二号経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官制定。以下「内規」という。)を令和三年四月一日に改正

し、内規一・(二)において、「選任する事業場等は、選任する者が常時勤務する事業場等又はその者の住所から二時間以内に到達できるところにあること」等の要件の全てに適合する場合においては、「自家用電気工作物の設置場所と異なる事業場等に常時勤務する者を、電気主任技術者として選任することができる」と規定しているところである。

ロシアへの制裁措置を予定している状況における貿易経済に関する日露政府間委員会への出席とロシア経済分野協力担当大臣という役割の存続に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年二月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿

浜田 聡

ロシアへの制裁措置を予定している状況における貿易経済に関する日露政府間委員会への出席とロシア経済分野協力担当大臣という役割の存続に関する質問主意書

令和四年二月二十四日、ロシア軍がウクライナの複数都市に攻撃を行いウクライナへの軍事侵攻を開始した。岸田文雄首相は二十五日未明、ロシアのウクライナへの侵攻をめぐる先進七か国(G7)首脳によるオンライン方式の会議を終えて記者団の取材に応じ、ロシアへの制裁に関し「金

融、輸出管理などの分野でさらに厳しい措置をとる」と明言した。岸田首相は「国際秩序の根幹を揺るがすものであり、ロシアを厳しく非難する。G7の一員として完全に連帯して対応すると表明し、緊密に連携していくことを確認した」と述べたとのことである。日本がG7各国と連帯してロシアへ毅然と対応するためには、G7各国から日本に対して疑念を抱かれるような要素を極力排除していくことが重要である。現時点で疑念を抱かれるような要素が日本政府にはあると思われるので、その点に関して以下質問する。

一 林芳正外相は令和四年二月十五日、ロシア政府との間で開かれたテレビ会議形式の「貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合」に出席した。ロシアに対してG7がまとまってウクライナへの危機感を明らかにしてロシアを牽制している状況において、日本だけがロシアと経済連携、日本からロシアへの支援のための会議を実行したことは、会合の内容に関係なく、G7の連携に亀裂を入れる行為である。このような行為をする者は外務大臣にはふさわしくないで更迭すべきと考えるが、政府の見解は如何。

二 貿易経済に関する日露政府間委員会とはや廃止すべきと考えるが、政府の見解は如何。

三 現在の経済産業大臣は他の複数の役職を兼務していると承知しているが、その中でも「ロシア経済分野協力担当大臣」という役職は廃止すべきと考えるが、政府の見解は如何。

右質問する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出ロシアへの制裁措置を
予定している状況における貿易経済に関する日
露政府間委員会への出席とロシア経済分野協力
担当大臣という役職の存続に関する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出ロシアへの制裁措
置を予定している状況における貿易経済に
関する日露政府間委員会への出席とロシア
経済分野協力担当大臣という役職の存続に
関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の令和四年二月十五日に開催された
「貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長
間会合」については、同月十八日の記者会見に
おいて、松野内閣官房長官が「ウクライナをめ
ぐる情勢については、・・・我が国としても重
大な懸念を持って注視しており、我が国とし
てロシアに対して緊張を緩和をし、外交的解決
を追求するよう求めています。十五日に開
催された日露政府間委員会共同議長間会合で
も、林大臣から、レシエトニコフ大臣に対して
そのような我が国の立場を伝えたところで
あります。こうした働き掛けも踏まえ、さら
に、・・・昨夜、日露首脳電話会談において岸
田総理からプーチン大統領に直接働き掛けたと

ころであります。・・・米国を始めとする関係
国と連携しながら適切に対応してまいります。」
と述べたところである。

その上で、林外務大臣は、G7の連携を重視
してきており、「G7の連携に亀裂を入れる行
為である」及び「このような行為をする者は外務
大臣にはふさわしくないので更迭すべき」との
御指摘は当たらず、「貿易経済に関する日露政
府間委員会」を現時点で廃止する予定はない。

三について

お尋ねについては、令和四年二月二十五日の
参議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣
が「今まで萩生田大臣においてロシアとのこの
経済の関係についてこの仕事をしてきた、関
わってきたわけでありますが、その立場におい
て、制裁を実行していくために、そして国際社
会に、こうした国際法、国際法に違反したなら
ば高い代償を払うことになる、そして高いコス
トを払うことになる、こうした毅然とした姿勢
を示すためにこの仕事をするのではないか、こ
れは考えてもらうことは大事であると思いま
す。」及び「今のこの萩生田大臣のポストにおい
て、今申し上げた政府としての意思表示におい
て何ができるかということもまず考えなければ
ならないと思います。たちまちポストを廃止す
るというのではなくして、我が国としての意思
を国際社会にしっかりと示すために何をするの
か、これをまず考えるのが先であると考えま
す。」と述べたとおりである。

第一号(その一)中正誤

ページ 段 行 誤 正

三 二 終わり 同年 同年

三 四 終わり 報告書を 報告書が

十三ページ一段十六行の「参議院」からは別行とす
るはずの誤り。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	二二円